

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 4 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

国立市市税賦課徴収条例（昭和 29 年 6 月国立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項中「および扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 29 条第 1 号中「扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）」を加える。

第 31 条の 7 第 1 項第 2 号及び第 3 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 4 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 7 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 8 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充

てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第9号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第33条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第6条第1項中「および扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第7条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第11条の2中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第31条の7第1項の改正規定及び附則第7条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第21条第2項、第29条第1号及び第33条の3の3第1項の改正規定並びに附則第6条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 附則第11条の2の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の第31条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の第31条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる改正規定による改正後の国立市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。